

保育施設（事業所内保育事業）の詳細

令和7年3月26日現在

①施設の名称		桜並木保育所							
②施設の所在地		〒320-0831 宇都宮市新町2-10-1 Tel 028-633-0681							
③設置者名（法人の場合は法人名）		宇都宮ヤクルト販売株式会社							
④設置者住所（法人の住所）		宇都宮市瑞穂3-9-8							
⑤管理者名		中山 優江							
⑥管理者住所		宇都宮市瑞穂3-9-8							
⑦事業開始年月日		平成14年9月1日							
⑧施設・設備	室名（部屋数）	保育室(1)	調理室()	便所(1)	その他	合計			
	面積	33.1㎡	㎡	5.8㎡	㎡	38.9㎡			
	建物の構造	鉄骨造							
	建物の形態	専用建物							
⑨開所時間		通常開所時間		時間外開所時間		備考			
	平日	午前8時15分～午後3時30分							
	土曜日	午前8時15分～午後3時30分				会社指定日			
	日・祝祭日	午前8時15分～午後3時30分				会社指定日			
⑩提供するサービス内容	利用形態	受入対象年齢							
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳～就学前	学童		
	月極契約		1歳3ヶ月～	○	○	○	○		
	一時預かり		1歳3ヶ月～	○	○	○	○		
	夜間保育								
	宿泊保育								
	24時間保育								
	その他								
⑪入所定員		15人							
⑫職員数（人）		保育従事者（有資格）		保育従事者（無資格）		その他職員			
⑬保険加入状況		賠償責任保険・傷害保険							
⑭市による指導監督状況	令和6年度立入調査時の指導事項	文書による改善指導事項		無		口頭による改善指導事項		無	
	改善状況等の報告の有無	—							
⑮3カ年以上継続して改善を求めている事項		無							
⑯指導監督基準に適合している旨の証明書の交付の有無		有		交付年月日		令和3年1月4日			

※ 記載内容は、施設から提出された運営状況報告書及び立入調査の結果に基づいています。現時点の状況と異なる場合がありますので、利用する前に必ず施設にお問い合わせください。

⑩の「夜間保育」とは、午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するものです。
「宿泊保育」とは、24時間のものを除き、宿泊を伴う保育サービスを提供するものです。

⑭の「立入調査時の指導事項」とは、「認可外保育施設指導監督基準」に照らして改善を要する点があるもので、その内容により「文書による改善指導事項」と「口頭による改善指導事項」に区分しております。

また、文書による改善指導事項がある施設に対しては、期限を定めて改善状況等の報告を求めています。

⑯の「指導監督基準に適合している旨の証明書」とは、「認可外保育施設指導監督基準」を満たしている施設に交付している証明書です。